館山市テレワーク環境整備事業補助金募集要領

１　趣旨

本募集要領は，「千葉県テレワーク環境モデル事業補助金」を活用し，テレワークの環

　境整備を実施しようとする事業者を対象とし，施設改修費用や事務機器購入費等の一部

を支援する補助金交付候補者の公募及び選定するために必要な事項を定めるものである。

２　前提条件

本公募は，本市の令和４年度補正予算の成立を前提とし，加えて，「千葉県テレワーク

環境モデル事業補助金」の採択を前提として行なうものである。

従って，「千葉県テレワーク環境モデル事業補助金」の採択の内容等によって事業内容

や予算額等が変更となることがあり，また，不採択となった場合には，事業を執行停止

し，補助金交付候補者についてはその選定を取り消すこととなるとともに，本公募に要

した費用等の請求もできないこととするので，予めご承知おきください。

３　事業概要

（１）対象事業名

館山市テレワーク環境整備事業補助金

（２）事業の目的

テレワークの環境整備を実施しようとする事業者の施設改修費用や事務機器購入費

等の一部を支援することにより，本市への新たな人の流れを創出し，多様な働き方を

支援し，もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（３）補助対象者

　　　コワーキングスペース等を設置することを生業とする企業だけでなく，社会福祉法

人やＮＰＯなど法人の種類や規模に関わらず，補助対象となるテレワーク環境を整備

する者とする。

（４）補助対象事業

　　　テレワーク環境整備（コワーキングスペースやシェアオフィス等を想定）に係る以

下の事業を対象とする。

①既存施設の建替え・改修

　　　　（対象例）コワーキングスペース設置のため既存施設の建替え・補修工事

間仕切り用のパーテーション，個室ブース，会議室の設置工事

②事務機器等の購入

　　　　（対象例）ＯＡデスク，椅子，モニター，電源タップ，共用の事務備品

ＰＣ，タブレット，プリンタ複合機

個室ブース用のヘッドホン等の機器，会議室用のテーブル

③情報通信ネットワーク環境の整備

　　　　（対象例）施設内のＷｉ－Ｆｉ，ＬＡＮ環境の構築に伴う機器の購入，設置工事

セキュリティ対策製品（ウイルス対策ソフト等）の購入

（５）補助対象経費及び補助限度額

　以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助限度額 | 補助率 |
| （ア）建物改修費（イ）事務機器購入費（ウ）情報通信ネットワーク環境整備費 | １５０万円 | 補助対象経費の２／３以内 |

　　　なお，補助対象事業費の総額は３０万円以上とし，補助金の額に千円未満の端数が

あるときは，その端数を切り捨てるものとする。

　また，補助金額は予算の範囲内とし，事業者が多い場合には按分するものとする。

（６）補助対象外経費

　　　①国，県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業に係

る経費

　　　②交付決定日前に支払った経費

　　　③消費税及び地方消費税

　　　④住居部分等で直接事業の用途に付さない部分に係る経費

⑤耐用年数が１年未満のいわゆる消耗品に分類される物品（ペンや印刷用紙等の事

務用品，感染防止対策用のアクリル板や消毒用品など）

　　　⑥リース契約など賃貸借によるもの

（７）採択件数

　　　予算の範囲内とする。

（８）事業実施期間

交付決定日から令和５年３月１０日まで

（９）その他

利用料の設定は必須ではないが，「千葉県テレワーク環境モデル事業補助金」はスタ

ートアップ（初期投資）の支援を想定しており，設備維持のためランニングコストを

賄うことが可能な事業内容が望ましい。利用料の設定がない場合，利用を想定してい

ない者による占有も懸念されるため，利用者の把握や区別を適切に行う手法をとって

いただくものとする。

４　参加資格要件

本公募に参加を希望する者は，次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）テレワーク環境整備を実施する事業者

（２）事業の実施について，対象施設の所有者等の同意を得ている者

（３）市税等に滞納がない者

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条

第２号に規定する暴力団又はその構成員に該当しない者

（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）

に定める風俗営業者に該当しない者

（６）政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定する政治団体又は宗教

法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体に該当しない者

５　補助金交付候補者の選定スケジュール

選定スケジュールは次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 日　程 |
| 公募開始 | 令和４年９月２日（金） |
| 書類提出期間 | 令和４年９月２日（金）～令和４年９月２９日（木） |
| 質問受付期限 | 令和４年９月２０日（火） |
| 質問回答期限 | 令和４年９月２６日（月） |
| 書面審査 | 令和４年１０月３日（月）以降 |
| 結果通知 | 令和４年１０月上旬　※書面審査後 |

６　公募への参加等

本公募に参加を希望する者は，次により申請書類を提出すること。

（１）提出期限

令和４年９月２９日（木） 午後５時まで（必着）

（２）提出書類

　　　以下の書類を提出期限までに各１部ずつ提出すること。

①参加申請書（様式第１号）

②市税等納付状況確認同意書（様式第２号）

③会社概要書　※任意様式，パンフレットでも可

　　　・会社の概要，組織，役員が分かる書類

④事業計画書（様式第３号）

⑤見積書　※Ａ４サイズ，任意様式

　　　・本事業の経費について，積算根拠が分かる経費内訳を記載してください。

　　　・補助対象経費と補助対象外経費の別が分かるよう経費内訳を記載してください。

　　　・消費税抜きの金額を記載してください。

　　⑥対象施設の現況写真

⑦対象施設の整備箇所が分かるレイアウト図（平面図）

（３）提出先及び提出方法

館山市経済観光部雇用商工課雇用定住係あて　持参又は書留郵便等

７　質疑応答及び説明会

（１）質疑について

本公募に関する質問は，次により行うこと。

①電子メールにより質問書（様式第４号）を提出することとし，質問箇所及び内容

をわかりやすく記載すること。

②他の方法による質問書は一切受け付けない。

③電子メール送付先　館山市経済観光部雇用商工課

アドレス shoukan@city.tateyama.chiba.jp

件名は「館山市テレワーク環境整備事業補助金に係る質問」とすること。

④受付期限　令和４年９月２０日（火）午後５時まで（必着）

⑤回答方法　館山市ホームページで随時公開

（２）説明会について

本公募について本市からの説明会は開催しない。

８　審査方法及び審査結果

申請書類について，「館山市テレワーク環境整備事業補助金審査会要領」に基づき，書

　面審査にて公平かつ客観的に評価し，補助金交付候補者を選定する。

審査結果の通知は，令和４年１０月上旬を予定している。

９　その他

（１）本公募への参加に要する費用は，全て参加者の負担とする。

（２）審査の内容についての問合せには一切応じないものとする。また，審査結果に対す

る異議申立ては受理しないものとする。

（３）申請書類の提出後の修正等は認めない。ただし，明らかな誤りと本市との調整に基

づく変更又は修正についてはこの限りではない。

（４）申請書類は返却しない。なお，申請書類は本公募以外の用途には使用しない。

（５）申請書類は原則として公開しない。ただし，本公募に係る情報公開請求があった場

合は，申請書類を公開する場合がある。

（６）補助金交付候補者は，「館山市テレワーク環境整備事業補助金審査会要領」に定める評

価点（５０点）の平均が３０点以上を獲得した場合に限る。

10　事務局

〒294-0036

千葉県館山市館山１５６４－１

館山市経済観光部雇用商工課　雇用定住係（担当：並木・須藤）

TEL：０４７０－２２－３１３６

FAX：０４７０－２４－２４０４

電子メール：shoukan@city.tateyama.chiba.jp